

各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業

実施方針に係る新旧対照表

令和6年8月29日

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	変更前	変更後
1	4	第1章	第1節	8	(3)	ア	(3) 開業準備業務	ア 内覧会及び会館式典等の実施業務	ア 内覧会及び開館式典等の実施業務
2	5	第1章	第1節	10			10. 提案施設について	事業者は、本事業の目的に即し、本施設としての役割を充足する機能等を有する施設を「提案施設」として、本事業の予定価格の範囲内で本施設内に提案し、その整備及び維持管理・運営を行うことができる。なお、公園においては建築物以外のものを対象とする。	事業者は、本事業の目的に即し、本施設としての役割を充足する機能等を有する施設(既存施設の改善提案も含む)を「提案施設」として、本事業の予定価格の範囲内で本施設内に提案し、その整備及び維持管理・運営を行うことができる。なお、公園においては建築物以外のものを対象とする。
3	8	第1章	第1節	13			表 1-1 事業者の提案例と許可手続き・使用料等の整理	—	分類: <u>提案施設</u> 事業者が行う内容(例): <u>広場公園の既存施設の改善提案を行う。</u> 備考: <u>広場公園の運営開始日前までに(現指定管理者の維持管理運営期間中に、利用休止期間を設けて)工事して良い。</u> <u>ただし、既存施設に係る利用料金の額は、要求水準書に示すとおりとし、値上げ等は不可とする。</u>
4	9	第1章	第1節	14			14. 光熱水費の負担	維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費(自主事業及び付帯事業にかかるものを除く)は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価に含め、事業者の提案額に応じて、本市が定期的に支払う。	維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費(民間収益用途の提案施設及び付帯事業にかかるものを除く)は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価に含め、事業者の提案額に応じて、本市が定期的に支払う。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	変更前	変更後
5	10	第1章	第1節	16			16. 事業スケジュール(予定)	—	引き渡し日: 体育館:令和11年4月末日 防災公園(1期工事部分):令和10年1月末日 防災公園(2期工事部分):令和11年3月末日
6	15	第2章	第3節	2	(2)	ア	(2) 防災公園の設計業務を行う者	ア 建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録(造園部門)を行っている者であること。	ア 建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録(造園部門又は都市計画及び地方計画部門)を行っている者であること。

各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業

要求水準書(案)に係る新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
1										目次 添付資料	—	添付資料19 月別・時間別使用率(令和5年度) 添付資料20 各務原市スポーツ施設個別施設計画 添付資料21 出入口の設置条件 添付資料22 占用物件平面図 添付資料23 既存井戸位置図 添付資料24 造成工事完了時仮駐車場位置図 添付資料25 現総合体育館の体操器具リスト
2										目次 閲覧資料	—	閲覧資料10(参考)令和5年度 広場公園の指定管理業務における収支
3	4	第1章	第5節		(3)					(3) 開業準備業務	ア 内覧会及び会館式典等の実施業務	ア 内覧会及び開館式典等の実施業務
4	5	第1章	第5節	5						5. 提案施設について	事業者は、本事業の目的に即し、本施設としての役割を充足する機能等を有する施設を「提案施設」として、本事業の予定価格の範囲内で本施設内に提案し、その整備及び維持管理・運営を行うことができる。なお、公園においては建築物以外のものを対象とする。	事業者は、本事業の目的に即し、本施設としての役割を充足する機能等を有する施設(既存施設の改善提案も含む)を「提案施設」として、本事業の予定価格の範囲内で本施設内に提案し、その整備及び維持管理・運営を行うことができる。なお、公園においては建築物以外のものを対象とする。
5	8	第1章	第5節	8						表 1-3 事業者の提案例と許可手続き・使用料等の整理	—	分類: 提案施設 事業者が行う内容(例): 広場公園の既存施設の改善提案を行う。 備考: 広場公園の運営開始日前までに(現指定管理者の維持管理運営期間中に、利用休止期間を設けて)工事して良い。 ただし、既存施設に係る利用料金の額は、表 1 10に示すとおりとし、値上げ等は不可とする。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
6	9	第1章	第5節	9						9. 光熱水費の負担	維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費(自主事業及び付帯事業にかかるものを除く)は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価に含め、事業者の提案額に応じて、本市が定期的に支払う。	維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費(民間収益用途の提案施設及び付帯事業にかかるものを除く)は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価に含め、事業者の提案額に応じて、本市が定期的に支払う。
7	9	第1章	第5節	11						11. 事業スケジュール(予定)	—	施設引渡し日: 体育館:令和11年4月末日 防災公園(1期工事部分):令和10年1月末日 防災公園(2期工事部分):令和11年3月末日
8	11	第1章	第5節	13						13. 地元発注要件	本市は、本事業を通じた地元経済貢献への配慮を期待している。事業者は、各務原市内に本店、支店、営業所等を有する者に、本事業契約における設計・建設業務に係る契約金額の25%以上の下請契約又は資材発注(いずれも本事業に係るものに限る。)を行うこと。 また、同様に、維持管理・運営業務に係る契約金額の25%以上の下請契約又は資材発注(いずれも本事業に係るものに限る。)を行うこと。ただし、維持管理・運営業務を行う者が、市内に住所を有する者を、本事業の維持管理・運営業務に伴って、本事業契約締結日以降に雇用する場合、その雇用に係る給与等の支給額(本事業に係るものに限る。また、市内に住所を有する者に係るものに限る。)を、上記割合に算入できるものとする。	本市は、本事業を通じた地元経済貢献への配慮を期待している。事業者は、 <u>本事業契約における設計・建設・工事監理業務に係る契約金額の25%以上を、入札参加グループのうち各務原市内に本店、支店、営業所等を有する企業、または各務原市内に本店、支店、営業所等を有する企業への下請契約又は資材発注(いずれも本事業に係るものに限る。)により行うこと。ただし、各務原市内に本店、支店、営業所等を有する企業から、各務原市内に本店、支店、営業所等を有する企業に発注した場合等において、その発注金額を重複して算定することは認めない。</u> また、同様に、維持管理・運営業務に係る契約金額の25%以上を下請契約又は資材発注(いずれも本事業に係るものに限る。)により行うこと。ただし、維持管理・運営業務を行う者が、市内に住所を有する者を、本事業の維持管理・運営業務に伴って、本事業契約締結日以降に雇用する場合、その雇用に係る給与等の支給額(本事業に係るものに限る。また、各年度1月1日時点で市内に住所を有する者に係るものに限る。)を、上記割合に算入できるものとする。
9	14	第1章	第8節	2						2. 敷地条件	—	キ 占有物件 :「添付資料22 占用物件平面図」 ク 既存井戸 :「添付資料23 既存井戸位置図」

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後																				
10	15	第1章	第8節	3						3. 運営開始期限	各施設について、以下に示した期限までに運営開始できるよう施設整備を行う。なお、公園については事業者の提案により運営開始日を早めることも可能とする。	各施設について、以下に示した期限までに運営開始できるよう施設整備を行う。なお、 <u>防災公園</u> については事業者の提案により運営開始日を早めることも可能とするが、 <u>その場合、維持管理運営についても前倒しで実施するものとする。</u>																				
11	16	第1章	第8節	4	(2)					(2) 利用料金	体育館等に係る利用料金の額は、表 1-7に示すとおりとする。また、表 1-7の利用料金を基に、体育館の利用形態における料金倍率は表 1-8に示すとおり設定する。 また、既存施設に係る利用料金の額は、表 1-9に示すとおりとする。	体育館等に係る利用料金の額は表 1-7に、 <u>体育館等の利用時間設定は表 1-8に示すとおりとする。</u> また、表 1-7の利用料金を基に、体育館の利用形態における料金倍率は表 1-9に示すとおり設定する。また、既存施設に係る利用料金の額は、表 1-10に示すとおりとする。																				
12	16	第1章	第8節	4	(2)					表 1-7 体育館等の利用料金	利用施設：メインアリーナ(2時間当たり) 利用対象・単位：－ 利用料金(円)※1：－	利用施設：メインアリーナ(2時間当たり) 利用対象・単位： <u>1/3面</u> 利用料金(円)※1： <u>3,200</u>																				
13	16	第1章	第8節	4	(2)					表 1-8 体育館等の利用時間設定	—	<table><tr><td colspan="4">表 1-8 体育館等の利用時間設定</td></tr><tr><td rowspan="5">2 時間</td><td>9 時～11 時</td><td>3 時間</td><td>19 時～22 時</td></tr><tr><td>11 時～13 時</td><td>全日</td><td>9 時～22 時</td></tr><tr><td>13 時～15 時</td><td></td><td></td></tr><tr><td>15 時～17 時</td><td></td><td></td></tr><tr><td>17 時～19 時</td><td></td><td></td></tr></table> ※3時間単位での利用は、夜間の19時～22時の間に限る。 ※キッズルーム、トレーニングルームの使用時間区分はない。	表 1-8 体育館等の利用時間設定				2 時間	9 時～11 時	3 時間	19 時～22 時	11 時～13 時	全日	9 時～22 時	13 時～15 時			15 時～17 時			17 時～19 時		
表 1-8 体育館等の利用時間設定																																
2 時間	9 時～11 時	3 時間	19 時～22 時																													
	11 時～13 時	全日	9 時～22 時																													
	13 時～15 時																															
	15 時～17 時																															
	17 時～19 時																															
14	17	第1章	第8節	4	(2)					表 1-9 体育館の利用形態に応じた利用料金設定	表 1-8 体育館の利用形態に応じた利用料金設定	表 1-9 体育館の利用形態に応じた利用料金設定																				
15	17	第1章	第8節	4	(2)					表 1-10 既存施設の利用料金	表 1-9 既存施設の利用料金	表 1-10 既存施設の利用料金																				

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
16	18	第1章	第8節	4	(2)					表 1-11 利用形態及び予約受付の優先順位の考え方	表 1- <u>10</u> 利用形態及び予約受付の優先順位の考え方	表 1- <u>11</u> 利用形態及び予約受付の優先順位の考え方
17	19	第1章	第8節	4	(4)					(4) 利用者の責に帰さない使用の取消(キャンセル)	—	(4) 利用者の責に帰さない使用の取消(キャンセル) <u>本施設の利用について、使用者の責に帰さない使用の取消(キャンセル)について、下記に示す本市の運用ルール(体育施設に関わらず共通)に基づき取り扱うこと。</u> ①施設を休館とする場合(市の都合による場合、避難所として開設する場合など)。 ②使用日当日に、暴風警報等各種警報が発令されている場合。 ③使用日当日に、暑熱環境が予測される場合。(暑さ指数(WBGT)31以上の場合。ただしエアコンが入る施設は除く。) ④台風・大雪等の異常気象により、使用日当日に災害や事故が発生する可能性が高まった、もしくは高まると予見できる場合。 ⑤その他、市がやむを得ないと認める場合。
18	19	第1章	第8節	4	(5)					(5) 市内既存施設の年間利用者数(参考)	(4) 市内既存施設の年間利用者数(参考)	(5) 市内既存施設の年間利用者数(参考)
19	20	第1章	第8節	6	(1)	ア				ア 現総合体育館(プリニーの総合体育館)	現総合体育館の立地、設備内容等の諸元を表 1- <u>11</u> に示す。 表 1- <u>11</u> 現総合体育館の概要	現総合体育館の立地、設備内容等の諸元を表 1- <u>12</u> に示す。 表 1- <u>12</u> 現総合体育館の概要
20	20	第1章	第8節	6	(1)	イ				イ 広場公園	広場公園の立地、設備内容等の諸元を表 1- <u>12</u> に示す。 表 1- <u>12</u> 広場公園の概要	広場公園の立地、設備内容等の諸元を表 1- <u>13</u> に示す。 表 1- <u>13</u> 広場公園の概要

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
21	20	第1章	第8節	6	(1)	イ				表 1-13 広場公園の概要	—	※現在の夜間照明の仕様はメタルハライドランプであるが、広場公園の維持管理運営が開始する前まで(令和11年3月末まで)に、市の方でLED化する。
22	21	第1章	第8節	7						7. 災害時の活用に関する考え方	近年、豪雨災害や地震災害が全国各地で発生し、甚大な被害をもたらしている。特に南海トラフを震源とする地震については、30年以内にマグニチュード8から9クラスの地震が70%から80%の確率で発生すると予想されており、巨大地震が発生した場合、本市においても最大で震度6弱の揺れが発生し、避難者は約14,500人になると想定されており、より一層の防災機能の拡充が必要となっている。 計画地は市の中央部に位置し、国道21号や主要地方道江南関線へのアクセスが良好であるほか、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に該当しない災害リスクが少ない場所となっていることから、基本計画において、本施設は、体育館を含む防災公園に災害時活動拠点や避難場所、物資拠点としての機能を確保し、本市の「安全安心の拠点」に位置づけられている。 本施設が、「安全安心の拠点」としての機能を発揮するために、以下の基本方針に基づき整備・運営するものとする。 ・災害時活動拠点としての活用 ・避難場所としての活用 ・物資拠点としての活用 その他、災害時の本施設の活用に関する詳細については、「第2章 第3節 5. 防災計画」及び基本計画「第7章 災害時の活用に関する考え方」を参照すること。	近年、豪雨災害や地震災害が全国各地で発生し、甚大な被害をもたらしている。特に南海トラフを震源とする地震については、30年以内にマグニチュード8から9クラスの地震が70%から80%の確率で発生すると予想されており、巨大地震が発生した場合、本市においても最大で震度6弱の揺れが発生し、避難者は約14,500人になると想定されており、より一層の防災機能の拡充が必要となっている。 計画地は市の中央部に位置し、国道21号や主要地方道江南関線へのアクセスが良好であるほか、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に該当しない災害リスクが少ない場所となっていることから、基本計画において、本施設は、体育館を含む防災公園に災害時活動拠点や避難場所、物資拠点としての機能を確保し、本市の「安全安心の拠点」に位置づけられている。 本施設が、「安全安心の拠点」としての機能を発揮するために、以下の基本方針に基づき整備・運営するものとする。 ・災害時活動拠点としての活用 ・避難場所としての活用 ・物資拠点としての活用 本施設を災害時に各機関の活動拠点とする場合、以下の屋外の各区域の活用想定に基づき、必要な面積を確保すること。 ・ライフライン復旧活動機関(車両100台、200人):約10,000㎡ ・自衛隊災害派遣部隊(1個連隊約400人):約15,000㎡ ・緊急消防援助隊(車両25台、100人):約2,000㎡ ・広域緊急援助隊(警察)(車両10台、50人):約1,000㎡ これらの面積については、「岐阜県災害時広域受援計画【資料編】市町村の活動拠点候補地」に基づく。 その他、災害時の本施設の活用に関する詳細については、「第2章 第3節 5. 防災計画」及び基本計画「第7章 災害時の活用に関する考え方」を参照すること。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
23	21	第1章	第8節	8						8. 事業期間終了時の措置	事業期間の終了時、事業者は、本施設から速やかに退去すること。 なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約3年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書で示す。）。	事業期間の終了時、事業者は、本施設から速やかに退去すること。 なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約3年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書にて示す。）。
24	26	第2章	第3節	3	(1)	ア				(1) 接続道路	ア 南方向からのアクセスは、片側1車線が確保され、歩道が設置されている市道各416号線の利用(国道21号の各務原一丁目交差点から北進)を基本とすること。	ア 南方向及び東方向からのアクセスは、片側1車線が確保され、歩道が設置されている市道各416号線の利用(国道21号の各務原一丁目交差点から北進)を基本とすること。
25	26	第2章	第3節	3	(1)	イ				(1) 接続道路	イ 東西方向からのアクセスは、片側1車線が確保される市道各548号線(西側付け替え道路として新設)の利用を基本とすること。なお、具体的な新設市道の位置等は「添付資料12 付け替え道路計画図」を参照すること。	イ 西方向からのアクセスは、片側1車線が確保される市道各548号線(西側付け替え道路として新設)の利用を基本とすること。なお、具体的な新設市道の位置等は「添付資料12 付け替え道路計画図」を参照すること。
26	40	第2章	第4節	4	(1)	ア			(c)	ア 共通	(c) 複数の競技団体が同時に利用できるよう、アリーナを2分割、3分割、4分割するための防球ネット等を設置すること。	(c) 複数の競技団体が同時に利用できるよう、アリーナを2分割、3分割、4分割するための防球ネット等をアリーナの長辺に対して垂直方向に設置すること(「添付資料5 本施設コートレイアウト(参考)」参照)。
27	42	第2章	第4節	4	(2)	ア			(c)	ア 共通	(c) 複数の競技団体が同時に利用できるよう、2分割するための防球ネット等を設置すること。	(c) 複数の競技団体が同時に利用できるよう、2分割するための防球ネット等をアリーナの長辺に対して垂直方向に設置すること(「添付資料5 本施設コートレイアウト(参考)」参照)。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
28	42	第2章	第4節	4	(3)				(f)	(3) 武道場(畳)	(f) 室外や分割利用時の他室に音が漏れないよう建具仕様や間仕切り壁(天井内含む)等に適切な対策を講じること。	(f) 室外や分割利用時の他室にできるだけ音が漏れないよう建具仕様や間仕切り壁(天井内含む)等に適切な対策を講じること。
29	43	第2章	第4節	4	(4)				(g)	(4) 武道場(板)兼多目的室	(g) 室外や分割利用時の他室に音が漏れないよう建具仕様や間仕切り壁(天井内含む)等に適切な対策を講じること。	(g) 室外や分割利用時の他室にできるだけ音が漏れないよう建具仕様や間仕切り壁(天井内含む)等に適切な対策を講じること。
30	43	第2章	第4節	4	(6)				(a)	(6) ランニングコース・ウォーキングコース	(a) メインアリーナを囲う2階固定観覧席の外周部に、日常的に使用できるランニングコースを整備すること。	(a) メインアリーナを囲う固定観覧席の外周部などに、日常的に使用できるランニングコースを整備すること。
31	50	第2章	第5節	1	(4)	ア			(b)	ア 共通	(b) 接続道路及びその他の周辺道路からの利用者の動線を考慮すること。	(b) 接続道路及びその他の周辺道路からの利用者の動線を考慮すること。「添付資料21 出入口の設置条件」に示す、自動車、自転車、歩行者の出入口の設置条件及び市が想定する出入口の位置を参照の上、適切な出入口と動線を計画すること。
32	52	第2章	第5節	3	(1)				(c)	(1) センタープラザ・プロムナード	(c) プロムナードは体育館北側に配置し、センタープラザと体育館のエントランス・ロビーを含めた体育館北側の一体を交流広場空間として活用できるよう計画すること。	(c) プロムナードは、センタープラザと体育館のエントランス・ロビーを含め、一体を交流広場空間として活用できるよう計画すること。
33	58	第3章	第1節	1	(2)					(2) 留意事項	業務期間中において、広場公園利用者用の駐車場として250台以上を、「新たに整備する新総合体育館・総合運動防災公園のエリア」(添付資料2参照)にて常時確保すること。	業務期間中において、広場公園利用者用の駐車場として250台以上を、「新たに整備する新総合体育館・総合運動防災公園のエリア」(添付資料2参照)にて常時確保すること。なお、市で行う造成工事完了時(令和8年夏ごろ予定)に、仮設駐車場(250台以上)を整備した状態で、市から事業者へ防災公園の引き渡しを行う。仮設駐車場位置や車両出入口等については、「添付資料24 造成工事完了時仮駐車場位置図」を参照すること。
34	63	第3章	第7節		(2)	イ				イ 本市の完成確認	—	(f) 1期工事の建設工事完了時において、対象工事範囲を確認できるよう、境界杭や境界鉄等で境界を明示すること。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
35	65	第4章	第3節	2		イ				2. 広報業務	イ 体育館の運営開始日の6か月前までに、本施設の各種情報の内容を含んだウェブサイトを開設・運用し、随時最新の情報を発信・案内すること。	イ 防災公園及び広場公園の運営開始日までに、また、体育館の運営開始日の6か月前までに、本施設の各種情報の内容を含んだウェブサイトを開設・運用し、随時最新の情報を発信・案内すること。
36	65	第4章	第3節	3						3. 予約システム整備業務	事業者は、運営開始日の3ヶ月前までに、利用者登録及び本施設の予約ができるよう予約システムを整備すること。整備に当たっては、窓口での予約と連携できる予約システムを整備すること。なお、予約システムを整備する場合は、以下の事項に留意し、事業期間中その維持管理及び運営を行うこと。	事業者は、 <u>体育館及び広場公園</u> の運営開始日の3ヶ月前までに、利用者登録及び本施設の予約ができるよう予約システムを整備すること。整備に当たっては、窓口での予約と連携できる予約システムを整備すること。なお、予約システムを整備する場合は、以下の事項に留意し、事業期間中その維持管理及び運営を行うこと。
37	66	第4章	第3節	3		ケ				3. 予約システム整備業務	—	ケ「 <u>第1章 第8節 4. (3) 施設利用の考え方</u> 」の <u>抽選予約等を踏まえ、予約システムに抽選機能を備えること。</u>
38	66	第4章	第3節	3		コ				3. 予約システム整備業務	—	コ <u>予約システムは、社会情勢やニーズに応じて事業期間中に適切に更新し、常に適正なサービスを提供すること。</u>
39	77	第4章	第8節							第8節 修繕業務	事業者は、建築物、建築設備、外構等について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕を対象とし、大規模修繕を含まないものとする。また、既存施設について、各務原市スポーツ施設個別施設計画(令和6年4月一部改訂)に記載されている計画修繕は本市が行うものとする。	事業者は、建築物、建築設備、外構等について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕を対象とし、大規模修繕を含まないものとする。また、既存施設について、「 <u>添付資料20 各務原市スポーツ施設個別施設計画</u> 」に記載されている計画修繕は本市が行うものとする。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
40	81	第6章	第1節	7	(7)	イ				イ 避難施設等 開設時等の緊急 対応	本施設は、体育館を含む防災公園に災害時活動拠点や避難場所、物資拠点としての機能を確保し、本市の「安全安心の拠点」に位置付けることとなる。これを踏まえ、事業者は、本市と災害協定を締結するものとし、災害時に本市が災害時活動拠点、避難場所、物資拠点を開設するにあたって、本施設を使用させるものとする。災害時協定の内容は、本市と事業者との協議によるものとする。	本施設は、体育館を含む防災公園に災害時活動拠点や避難場所、物資拠点としての機能を確保し、本市の「安全安心の拠点」に位置付けることとなる。これを踏まえ、事業者は、本市と災害協定を締結するものとし、災害時に本市が災害時活動拠点、避難場所、物資拠点を開設するにあたって、本施設を使用させるものとする。災害時協定の内容は、本市と事業者との協議によるものとする。<u>なお、事業者の災害時対応分の費用については、別途市が支払うことを想定している。</u>
41	88	第6章	第6節							第6節 提案施設 の運営(任意)	オ 提案施設の維持管理・運営業務の費用、光熱水費は事業者の負担とする(対価に含まない。)。光熱水費の負担額は、原則として、子メーターを設置して使用量を計測し、これに基づいて算定する。使用量の計測が困難な場合は、面積割で使用量を定める。	オ 民間収益用途の提案施設の維持管理・運営業務の費用、光熱水費は事業者の負担とする(対価に含まない。)。光熱水費の負担額は、原則として、子メーターを設置して使用量を計測し、これに基づいて算定する。使用量の計測が困難な場合は、面積割で使用量を定める。